

水俣病問題についておたずねします。

5月1日、水俣病公式確認から62年を迎えました。「最終解決」をうたった水俣病特措法の成立から9年が経過しております。にもかかわらず、水俣病問題は未だに解決しておりません。被害者の多くは高齢化し、健康被害に苦しみ続けています。

そうした中で、チツノの後藤舜吉社長が、5月1日、被害者らに大きな衝撃と怒り・苦しみを与える発言をおこないました。この問題は、撤回・謝罪で一件落着というわけには行きません。なぜならこれまでも同様の発言が繰り返されてきたように、これがチツノ社長の本音だからであります。2014年にもチツノ社長は特措法で一時金支給の対象者が確定したことを持って「救済の終了だ」との見解を示し、批判を受けて後に撤回しました。一方、チツノの事業子会社JNC労組からの全面支援を受けて初当選した高岡利治水俣市長は2月、「チツノが所有するJNCの株式の売却について、国・県に売却を許可していただくように要請する」と表明しました。特措法は救済の終了と市況の好転を要件としてJNC株売却・チツノの分社化規定を盛り込んでいます。こうした発言の背景には、水俣病救済は終了したんだというお墨付きをいただいて、補償責任から早く逃れたいというチツノの願望が透けて見えるではありませんか。チツノは、自らが引き起こした水俣病問題に対する重大な責任を自覚していないのではないか、との疑念を抱かざるを得ません。水俣病患者に対する被害補償の負担によって、チツノそのものが潰れ、被害補償ができなくなってしまっただけでなく、1977年、県債発行によるチツノ金融支援の仕組みがつけられました。「チツノは死ぬことすら許されない」。当時いわれた言葉であります。しかし2009年7月、特措法において、救済の終了と市況の好転までは凍結されることを条件として、補償責任を継承する親会社と、収益事業を引き継ぐ事業会社とにチツノを分社化するという、重大な方針が盛り込まれました。親会社が清算・消滅してしまったら、もし将来水俣病被害者が補償や救済を求めて名のりあげようとしても、訴える相手がすでに存在しないということになってしまいます。チツノはすべての水俣病被害者が救済されるまで、補償責任から逃げることも消滅することも許されないという事を、はっきり自覚させる必要があるのではないのでしょうか。

チツノ後藤社長の発言問題では、濱田議員が前日の質問で取り上げられました。私は、知事に基本的なご認識をおたずねしたいと思います。熊本県は、加害企業チツノとともに、被害拡大の加害者であるという自覚のもと、患者救済においても環境の復元や地域再生においても、共同責任を負っていると考えますが、その責任を果たす覚悟と決意についてお尋ねします。第二点目は、いまだ手を挙げていない水俣病被害者が多数存在することは疑いようありません。こうした被害者最後の一人まで救済するためには国が「手法の研究中」と言い続けて事実上実施に背を向けている不知火海沿岸住民の健康調査を早急に行うよう求めることなど、県が積極的な役割を果たすべきであると考えますが、知事のご認識をおたずねします。

(切り返し)

水俣病不知火患者会会長の石利夫さんのことを本で読ませていただきました。感覚障害があり、手に針を突き刺しても痛みを感じなかった、孫を抱いてお風呂に入ろうとしたら孫が泣き叫び、なんでこんな熱いお湯に入れるんだと怒られた、料理の味が全く分からず、奥さんにおいしかったよという言葉が言えず情けない思いをした経験などが紹介されていますが、熱さや痛みを感じなくても、自分はそういう体質なのかと思い込み、病院を受診するまでは、まさか自分が水俣病被害者であるなどは夢にも想像できなかったそうです。天草市河

浦町に住む岩崎昭雄さんも、水俣病と言えば劇症型患者のイメージしかなく、海の向こう側の話だと思っていたそうですが、あまりにひどい手足のしびれや感覚障害に苦しみ、初めて検診を受けて水俣病との診断に驚愕したされたそうでもあります。知事のご答弁で、「公健法に基づく水俣病の認定を求める方がある限り」と答弁されましたけれども、本当に水俣病被害者の方々に思いを寄せているとおっしゃるのであれば、まだ手をあげていない被害者の方々、自分の被害に気が付いていない方々も含めて、水俣病被害者全員、最後の一人まで救済する、という御決意こそ必要だということを指摘させていただきたいとおもいます。被害の広がりの実態を明らかにする必要があるのは当然であります。特措法に基づく健康調査が位置付けられてすでに9年が経過しています。いつまで手法の開発中という逃げの一手を許しておくのですかという点も強調しておきたいと思います。